

令和3年6月21日（月）

○議長（小林 弘君）順番4、5番 板橋君。

〔5番（板橋真弓君）登壇〕

○5番（板橋真弓君）皆さま、おはようございます。ただ今、議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

まず一つ目は、地域における女性活躍推進事業について。

昨今の社会的な課題の一つに、女性の孤立・孤独、女性のうつや自殺の増加などがあります。特にコロナ禍が長期化する中、生活や仕事、DV被害、子育てや介護に関する女性の困難や不安が深刻な状況となっています。

また、今世界的に「生理の貧困」問題が表面化しています。日本でも5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかの物で代用している等アンケート結果が出ています。また、ネグレクトにより親から生理用品を買ってもらえない子どもたちがいるとの指摘もあります。このような女性の負担軽減のため、生理用品の無償提供や配布、また生理用品の配布を通じてつながり、相談支援へとつなげるツールとして活用するなど、孤独・孤立で不安を抱える女性が社会との絆・つながりを回復することができるよう官民連携・地域連携等、相談支援体制の強化や拡充が必要です。

本市での取組は。

1、つながりサポート型支援について。

続いて二つ目は、流産や死産を経験した女性等への心理的社会的支援について。

死産や流産でお子さんを亡くされたお母さんも出産後の産後うつなどを防ぐための産後検診の対象とする制度改正が行われたことを受けて、本市での産後ケア事業等に加えての支援の取組は。

以上、2項目を私の壇上からの1回目の質問とさせていただきます。ご答弁どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の質問項目1、地域における女性活躍推進事業に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）地域における女性活躍推進事業についてお答えします。

コロナ禍の拡大により、全国的に正規雇用に比べ非正規雇用の労働者が大幅に減少し、また、この非正規雇用の大部分は女性が占めており、休業を余儀なくされた店や企業等による解雇や雇い止めにより、生活弱者である女性が仕事を失うなど大きな影響を受けています。

それとともに、「生理の貧困」問題がマスコミ等でもクローズアップされ、内閣府男女共同参画局の調査結果によりますと、令和3年5月19日時点において、255の自治体で生理用品の無償配布を公共施設のほか、学校のトイレや保健室等で実施されています。

また、調達元としては、防災備蓄品、企業や住民等からの寄附、また自治体が直接予算措置を講じている場合もあります。

さて、議員おただしのつながりサポート型支援は、内閣府所管の地域女性活躍推進交付金の追加措置により、国の補助率を2分の1から4分の3へ引き上げ、都道府県や市区町村において、コロナ禍で「生理の貧困」や不安を抱える女性に対する相談支援や居場所づくり等をNPO等に委託して実施する事業を進めようとしているところであり、先月5月28日で公募申請受付は終了しましたが、今後、

追加募集を行う予定があるとのこと。

現在、本市において女性に対する支援として、女性相談員による電話相談を平日午前9時から午後1時まで開設していますが、相談者から失業や「生理の貧困」等に伴う相談は現時点ではありませんが、今後とも庁内関係部署が連携して、コロナ禍における女性の不安等を取り除くことができるよう支援してまいります。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問ありますか。

5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）それでは、再質問させていただきます。

まず、押さえておきたいのは、「生理の貧困」の問題は特にコロナ禍という状況の中で浮かび上がってきた課題ということです。生理を単に経済的理由で購入することができない、いわゆる生活弱者とする問題も含めていると思いますが、生理にまつわる不平等性というか、生理というのは女性にしかない現象であります。本来は子どもを産むための準備、子孫を残すためのすばらしい機能です。ところが、悲しいかな、忌み嫌われるようなこともあり、公には口にできないような現状があります。男性の立場からしても自分の子孫を残してくれるという点においては、女性に感謝こそすれ、理解できないというようなことでは、女性の人権問題としても問題があるのかなというふうに思っております。生理は女性特有のものであり、生理痛などいろいろな社会参加においても機会の損失があったり、生理のことに情報の不足というような点も指摘されています。

「生理の貧困」問題に対する各自治体の対応の事例を少し申し上げます。最初に実施した豊島区、これは国際女性デーのシンボルのミモザのマークです。窓口で言葉に出したく

ない女性への配慮、豊島区では指さすだけで生理用品1家庭1パック、生きづらさを抱えた女性が相談できる窓口が分かる一覧表を紙袋に入れて配布。生理用品を女性相談につなぐツールとして活用しています。

また近隣自治体では、河内長野でも生理用ナプキン16個入り2パックを女性相談窓口の案内チラシと同時配布。平群町では防災備品、ちょうど入替えの時期であったのを活用して、生理用品と乳幼児用の紙おむつも無料配布。あと、大和高田市や大和郡山市など、先ほど部長の答弁にあったように255の自治体、今現在はもっと増えていると思いますが、その自治体を実施しているという現状があります。防災備蓄の利用というのは、使用期限切れの品物を渡すということではなくて、通常の防災備品等を生理用品として渡しているということです。いずれの自治体も大なり小なり期間を限定し、数量を限定して実施しているところがほとんどであり、モニタリングも兼ねている場合が多いです。

豊島区の場合では、まず3月9日に学校のトイレを提案し、都立高校、まず最初7校だったのですが、それをモニタリングしたことによって5月には全てのトイレに配置するというふうな方向性が決まったようです。

そこでお聞きします。「生理の貧困」に対する本市の現状をどのように把握しているのかお聞きいたします。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）現時点の調査といえますか、聞き取りなんですけれども、私どもの所管している人権・男女共同推進室に対してそのような「生理の貧困」に関する問合せや要望等はございませんでした。併せて、保健福祉センターの福祉課であるとか、あるいは子育て世代包括支援センターなどにも聞き取りしましたけれども、同じように現時点

では要望やそういったところは確認されておりません。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）もちろんもともとナイーブな問題でありますので、市の窓口で生理用品が買えないというような状況を自ら相談に行くというようなことは、今のところ多分、考えられないというふうに思いますが、だからといって、問合せがないからといって、そういったニーズがないか、現状本当に困っている人がいないかどうかということは言えないのではないかと思います。その点はどうでしょう。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）それは議員おっしゃるとおりだと思っております。私どもも表向きの調査はしたんですけども、やはり潜在的といいますか、そういった方はおられるんだろうということで、外部組織である橋本市の人権啓発推進委員の何人かの方にもお聞きはしたんですけども、それとて具体的な要望とか希望とか、そういったところは確認されていないということなんですけども、潜在的というか、潜んでいるというふうには考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）潜在的にはあるというふうに考えているということなんですけれども、まず5人に1人の若者がということで、みんなの生理というアンケートの調査では、対象者は18歳から21歳までの高校生、大学生、専門学校生にオンライン対象で調査を行っています。全国規模で行われています。各都道府県でとかということではないんですけれども、実際の声が上がっています。そのことを受けて若年層、特に吸い上げられそうなところであるかと思えます。小学校、中学校、初潮を迎える頃だと思えますが、今現在の小・

中学校の現状とその実態をアンケート等で取ったりすることができるのかどうか、併せて答弁をお願いいたします。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）ただ今のおただしにお答えをします。

まず、小学校4年生のときに児童については初経指導ということで、学校のほうで指導をさせていただいております。その際にメーカーさんのご協力等も頂きながら、学校のほうで指導させていただいております。けれども、基本的には、学校におきましては生理用品、個人で準備をすることを原則としております。それで、どうしてもやっぱり急に学校にいる間に必要になった場合に関しては、保健室のほうに一応、生理用品を常備しております。そこへ取りに来るということになっております。これが現状なんですけども、一応、保健室のほうにどれぐらいの頻度で取りに来るかというようなことにつきましては、これは各学校で統計等を取っているわけではないんですけれども、ほとんど取りに来ないよという学校もあれば、年間10件ぐらい子どもが取りに来るケースもあるというふうに聞いております。

調査ということですが、基本的に学校現場においては、やはり取りに来る子どもということについては、保健室のほうで養護教諭のほうで渡しております。その中で、先生方が子どもの様子というものをやはりよく観察というか、見てくれております。そういうところから子どもの変化を察知するところが非常にやっぱり学校の現場では大事やと考えていますので、取り立ててこれに特化した調査ということは今、実施する考えはありませんけれども、できるだけ養護教諭、それから担任等、先生方が注意深く子どもの様子を見ながら子どもの変化というところ、

この点についても見ていく必要があると、そのようには考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ネグレクトとかそういった場合、それとか父子家庭なんかの場合は、なかなか初潮が始まっても気がついてもらえないとか、購入していただけないというところ辺もあるのかなと思いますので、注意深く今後も養護教諭を通じて見守っていただければと思います。

今現在は生理用品というのは、例えば10件なり渡した場合、それは無償提供という形になっているのでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育部長。

○教育部長（阪口浩章君）学校のほうからは、一応、仮に取りに来た子どもには、「覚えてたら返してね」というお声かけはさせていただいてはおります。ただ、必ずしも皆が持つてくるというわけではないので、基本的には、これはまた学校とも話し合いをしていく必要がありますけれども、教育委員会としたら保健室で湿布薬とか傷バンドとか、必要になった子どもたちも来ますので、それと同じような考え方で渡していければなというふうには教育委員会としては考えておりますので、学校のほうには一度そんなお話はさせていただきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。少しでも負担軽減ということで、それを返さないとかかんとしたら、なかなか子どもたちのほうも負担になるかと思っておりますので、いつでも行ったら安心して生理用品を頂けるとような状況をつくってほしいと思います。

続いて、先ほどのご答弁にもありましたように、5月19日時点で、255の自治体で生理用品の無償配布を公共施設のほか、学校のトイレや保健室で実施というご答弁を頂きまして、

今現在、5月28日時点で289の自治体。現在はまだ増えているような状況ということで、全国的にこのように女性を支えていこうという動きがあるんですけども、このことについて当局はどう思われますか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）まず、生理のことで女性特有のということで先ほどからお話があったんですけども、人生80年としましたら、だいたい半分の40年間ぐらいは女性としてお付き合いをしていかないといけない、本当に日常のことだと思います。その日常のことに対して必ず必要となってくるのが生理用品だと思うんですけども、本来、255、280ぐらいですかね、の自治体でやっているよと。コロナが原因というかきっかけとなって、「生理の貧困」についてはかなりマスコミ等で報道されているところではあると思います。なので、市民の方もこういうことについて非常に関心を持たれている方もいらっしゃるかと思いますし、そういう若い方もおられる中、職員が窓口でいても、やっぱり男性には相談しにくいというところはあると思います。今回、「生理の貧困」ということで貧困問題とつながるといふふうにも考えておりますので、もう少し調査などにお時間を頂いて、この問題については取り組んでまいりたいなと思っております。

○議長（小林 弘君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）実態調査という意味ではないんですけども、私どもも政策のほうでインターネット政策モニターの登録を頂いておりまして、メール等で質問、回答を頂きますので、割と早くそういったことに関して市民の皆さんの意見を聞くことができるという制度もございますので、そういったことも活用して、今、健康福祉部長が発言しましたそういう調査も含めて、協力し合いな

がら進めていけたらなというふうに思っております。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番（板橋真弓君）ありがとうございます。実態調査ということで都市部と比較すると、都市部のほうがたくさん困っている子がいて、そんな気はするんですけども、コロナ禍においては「生理の貧困」は、今すぐにでも対応していただきたいような支援であると思いますので、まずは期間とか数量とかを限定した、他市もそうですけれども、それを兼ねてモニタリングして実態を見つつ、ニーズ調査等でこのことによって、仮に今後も引き続き女性を支えていくという点で福祉的な位置付けとしてやっていくというふうにお答えいただいたと思いますので、まず今回、質問項目ではないので、今後検討していただくということでありますので、これから何らかの対応をしていただけるように要望して、1回目の質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、流産や死産を経験した女性等への心理的社会的支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）流産や死産を経験した女性等への心理的社会的支援についてお答えします。

流産や死産を経験した方のお気持ちは大変デリケートで、愛する赤ちゃんを失った衝撃により、身体面でも心理面でも大きな苦しみや痛みを感じています。

子育て世代包括支援センターでは、妊娠届出時に保健師が必ず窓口で対応し、妊婦健診やその他の心配なことなど相談に応じています。通常では、その後、支援の必要な妊婦以外は出産後に関わることになるため、妊娠の

途中で流産したり死産となる場合は、本人からの申出がない限り把握すること自体が難しいのが現状です。

流産や死産後すぐに妊娠し、窓口に来所した場合は、ご自身から話をしていただけるので情報把握が可能となります。その際には妊娠継続の不安を口にされる方が多いため、その不安な気持ちに寄り添うよう対応しています。しかし、多くの場合、申出がないため支援ができない状態であり、また、情報を得たからといって、本人がその出来事について触れてほしくない場合もあるので、相当の配慮が必要とされ、アプローチの難しさを感じています。

流産・死産後の気持ちのプロセスは一人ひとり異なり、大変複雑です。特に心理面の回復には一、二年かかることが多く、時として数年あるいは生涯の課題になることもあります。

令和3年5月31日付厚生労働省の通知でも、「流産や死産を経験した女性等への心理的社会的支援等について」適切な施策を講じられるよう通知がありました。

本市では、子育て世代包括支援センターが設置された平成29年4月当初から、市内にある産科との連携を重視し、年に2回の会議をもって協議を深めてまいりました。

流産や死産を経験した女性の把握は病院やクリニックでしかできないので、医療機関とさらに協議の機会を持ち、子育て世代包括支援センターなど話を聞いてもらえる窓口のあることを情報提供してもらおう仕組みづくりが必要となります。その上で本人の同意を得て、希望の方には保健師がゆっくり寄り添い、回復に向けての支援を丁寧にすることで、次の妊娠や出産を安心して迎えられるきっかけとなるよう取組を進めます。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君、再質問

ありますか。

5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)再質問させていただきます。

医療機関と連携して、窓口があるという情報提供をしてもらう仕組みづくりが必要との見解ですが、どのように考えていきますか。また、窓口の紹介はどのようにされますか。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(土井加奈子君)先ほども申し上げましたとおり、医療機関と連携をするために、今現在、年2回の母子保健連絡会議の場でそういうことが必要であるということをお伝えして、医療機関やセンター窓口で把握した場合は双方が情報共有をして、安心して支援できるような仕組みづくりを考えていく予定です。こちらで得た情報についても共有させていただけたらと思っております。

さらに流産や死産直後には、窓口を紹介されても混乱していて頭に残らないという可能性もあるために、気持ちが落ち着いてから手に取ってもらえるようなチラシを配布したりすることで、日頃から掲示などをして啓発したりとかというところで努めてまいりたいと思っております。

○議長(小林 弘君)5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)流産・死産の直後に窓口を紹介されても頭には残らないというふうにおっしゃったんですけども、多分接点としたら、その後、その方が退院されて家に帰ってしまったら、情報的には、医療機関と連携は取っていただくとは思いますが、チラシ等をどのように配布するかというようなことともありますので、一旦は退院時にそういったチラシをお渡しする、見てもらえるかどうかは別として、一旦お渡しすることもおいていただけたらいいかなと思っておりますけれども、その点はいかがでしょう

か。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(土井加奈子君)そういうことも確かに大事だと思います。ただ、出産につきましても、橋本市の医療機関で出産された方が、必ずしも橋本市に在住している方は限りませんし、また、橋本市在住の妊婦さんが必ず橋本市の医療機関で出産をなさるということではないので、やはり周知につきましても市民の方が広く見ていただけるようなホームページであったりとかというところでご紹介はさせていただきたいと思っております。

ただ、本当にデリケートな部分でございますし、私、以前、市民課の窓口で年に数回、死産届というのを受けさせていただいたことありまして、妊娠十数週の方の死産届から、38週、39週と、本当に本来であればと言ったらあれなんですけども、赤ちゃん元気に生まれてきてくださる方もおられました。窓口にお父さんが持ってこられたんですけども、かなり泣き腫らして、お父さんですらやっぱりそういうお気持ちで来られて、お母さんというのはもっともっと心が傷ついておられると思います。たまたまそのご夫婦を数年後にイベントで見かけたんですけども、お父さんが赤ちゃんを抱いてイベントに来られていた姿を見て、ほっとした次第なんですけども、そういう過程において保健師などが気持ちに寄り添えることができたかなというふうに思っております。

以上です。

○議長(小林 弘君)5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)寄り添っていただいて、そのようなお姿が見られることが一番理想かなというふうに思っております。落ち着いてからでもチラシ等配布、その他掲示板等で何とかそういう悩んでいる方たちを掘り起こしていただいて、支援へとつなげていただければ

ばありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それで、そのチラシ等で申出があった場合、希望の方にどんな支援ができるのかということで、保健師が寄り添って回復に向けての支援というふうに先ほどお答えいただいたんですけども、どういった支援をお考えでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）いずれにしても、やはり継続的な支援というのが必要となってくると思います。医療機関やご本人から連絡があった場合、まずは担当保健師を紹介させていただいて、本人の思いに耳を傾けるところから始めてまいります。その後、話の内容によりまして必要な支援に丁寧につながることになります。また、悩みが深いときには、医療機関を紹介するということが必要な場合もあると思いますし、また、お母さんだけではなく夫婦間の課題、もしくはまた経済的なことなど様々な悩み、内容に発展することもあるかと考えますので、そのたびに窓口となる担当保健師が寄り添うということが、住民の方の安心感につながるものと考えます。

さらに、流産や死産を乗り越えて次の妊娠の機会を得たときには、継続して寄り添ってもらえた担当師がその後も関わることとなりますので、切れ目のない支援につながると思います。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。やっぱり人と人というか、長く切れ目のないご支援ということが一番のその方とのつながりということで重要なことというふうに思っております。ショックが大きい場合、自分から窓口のほうに出向くということがなかなか困難なことであるかと思っております。そういった場合、3月に質問させていただいたんですけれ

ども、産後ケア事業と同じような委託訪問型、アウトリーチ型のケアというものはしていただけるんでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）アウトリーチ型の支援というのも必要な方、体調の面とか、あと気持ちの面で外に出れないとかということもあるかと思っておりますので、アウトリーチ型の支援についてもさせていただくことができますので、またその辺の周知も努めたいと思います。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。アウトリーチ型ができるということでほっといたしました。よろしく申し上げます。

続いて、不妊専門相談センターといった不妊・不育の専門の相談機関というのはありますか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）不妊・不育につきましても、和歌山県内の不妊専門相談センターは、岩出保健所、湯浅保健所、それから田辺保健所の3箇所にあります。橋本市が一番近いのは岩出の保健所になります。出向くのが大変な場合もあると思うんですけども、予約専用ダイヤルがありまして、月曜から金曜の9時から5時15分まで対応可能となっております。また、メールによる相談も受け付けているので、働く女性につきましても便利に、利用していただきやすいかなと思っております。

また、身近な相談の機関としては、橋本市民病院であったり奥村レディースクリニックであったりということも対応していただいておりますので、その辺の利用も可能となります。

以上です。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。ちょっと遠いですが、岩出とかというところがあるということで安心いたしました。一番身近な市民病院とか、かかりつけの奥村レディースクリニック等に相談に行かれるということはあるかと思います。

市の窓口等に来られた場合は、不妊とか不育の相談があった場合は、そういった機関へのつなぎということはしていただけるのでしょうか。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(土井加奈子君)もちろんつなげていただきます。ですけど、橋本市民が一旦やっぱりご相談に来ていただいた上は、保健師のほうでその方の悩みに耳を傾けてお話を聞かせていただきたいと思います。

○議長(小林 弘君)5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。サポートしていただいた上で、不妊・不育治療へステップ、踏み出せるようになった場合、その不妊治療への助成金とか制度等はありませんか。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(土井加奈子君)不妊や不育につきましても、これもまたかなり女性の大きな問題であると思います。なかなか悩みが深い部分であると思います。それに対して行政がさせていただけの助成の制度といたしましては、一般不妊治療助成事業というのと、それから特定不妊治療助成事業とこの二つの助成事業がございます。

一般不妊治療費助成事業につきましても、タイミング療法や人工授精等への治療の補助として、和歌山県のこうのとりのサポート事業の一環として平成19年度より実施しています。和歌山県内に1年以上住民登録をしている夫婦に対して、年間3万円を上限に連続した2年度のみ補助する制度となっています。不育

症の検査や、それから治療も、この一般不妊治療費助成事業に含まれております。

それから、特定不妊治療費助成事業は、体外受精や顕微授精等への治療費の補助として、経済的負担を軽減するために平成27年度より和歌山県特定不妊治療費助成事業に上乘せする形で行っています。夫婦1組について5万円を限度として、通算6回を超えない回数で助成しております。令和4年度よりは保険適用を実施する予定となっておりますので、令和3年3月18日移行期間として、助成金の拡充や所得制限の撤廃及び事実婚も対象にするなどの制度の拡充を行っております。

○議長(小林 弘君)5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)ありがとうございます。不妊治療・不育治療等はかなり痛みも伴うとか、かなりの高額な費用がかかるというようなこともお聞きしていましたが、今さっきの答弁で、令和4年度より保険適用ということですのでうれしいなと思います。なおかつ、令和3年3月18日移行期間ということは、既にその移行期間中に入っているかと思います。助成金の拡充とか所得制限の撤廃の詳しい内容というのは分かりますでしょうか。

○議長(小林 弘君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(土井加奈子君)すいません、今、手元に資料がなく、後で答えさせていただきます。

○議長(小林 弘君)5番 板橋議員、不妊治療のほうへ入っていつてしまっているんですけども、項目から外れていつていかなと思いつているんですけども。どないですか。

5番 板橋君。

○5番(板橋真弓君)今回、それはもう結構です。

○議長(小林 弘君)項目の中に入れといていただければ、別に質問が入っていないので、よろしいですか。



○5番（板橋真弓君）分かりました。ありがとうございます。

先ほど答弁の中に、不妊・不育治療の拡充等についても触れていただきまして、本当に増額されるし、所得が撤廃されるというような内容が含まれていると思いますので、死産・流産を乗り越えた方々にとっては朗報かというふうに思っております。

最後に、子育て包括支援センターは、日頃から一人ひとりつながって支援していただいております。死産や流産でお子さんを失ったお母さんと信頼関係を大切に、そのご家族にも寄り添うきめ細やかな支援の取組をご期待いたしまして、二つ目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）5番 板橋君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分 休憩）